

エクセル給与計算の使い方

	A	B	C	D	E
1	郵便番号(前)	郵便番号(後)	住所	氏名(カナ)	氏名
2	734	0015	広島市南区宇品御幸1丁目5-20	カブシキガイシャマルマル	株式会社〇〇

郵便番号、住所、会社名を入力して下さい。

	A	B	C	D	E	F	G
1	社員No.	氏名(カナ)	氏名	郵便番号(前)	郵便番号(後)	住所	生年月日
2	1	えー	A	733	0002	広島市西区楠木町4-2-16-4	昭和53年2月18日
3	2	びー	B	733	0002	広島市西区楠木町4-2-16-4	昭和54年7月7日
4	3	しー	C	730	0049	広島市中区南竹屋11-3-401	昭和54年7月8日
5	4	でいー	D	739	1732	広島市安佐北区落合南1-59	昭和54年7月9日
6	5	いー	E	733	0013	広島市西区横川新町9-1-70	昭和54年7月10日
7	6	えふ	F	734	0014	広島市西区横川新町9-1-71	昭和54年7月11日
8	7	じー	G	735	0015	広島市西区横川新町9-1-72	昭和54年7月12日
9	8	ひち	H	736	0016	広島市西区横川新町9-1-73	昭和54年7月13日
10	9	あい	I	737	0017	広島市西区横川新町9-1-74	昭和54年7月14日
11	10	じえい	J	738	0018	広島市西区横川新町9-1-75	昭和54年7月15日

役員・従業員の氏名、住所、生年月日を入力して下さい。

株式会社〇〇													
1	1月分給与												
2	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10			
3	氏名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
4	本人の年齢	50才	40才	20才	30才	60才	61才	62才	63才	64才	65才	合計	
5	扶養親族の数	1人	1人	1人	1人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
6	社会保険加入	加入	未加入	未加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入		
7	雇用保険加入	加入	未加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入	加入		
8	標準月額報酬	50,000	200,000	200,000	200,000	100,000	300,000	100,002	100,003	100,004	100,005		
9	1月分給与	100,000	200,000	300,000	400,000	300,000	300,001	300,002	300,003	300,004	300,005		2,800,015
10	通勤手当	20,000											20,000
11	総支給額	120,000	200,000	300,000	400,000	300,000	300,001	300,002	300,003	300,004	300,005		2,820,015
12	健康保険	3,407	0	0	10,030	5,757	17,625	5,757	5,757	5,757	5,757		59,847
13	厚生年金	8,562	0	0	17,474	8,562	26,211	8,562	8,562	8,562	8,562		95,057
14	雇用保険	720	0	1,800	2,400	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	15,720	
15	社会保険料合計	12,689	0	1,800	29,904	16,119	45,636	16,119	16,119	16,119	16,119	170,624	
16	社会保険料控除後	87,311	200,000	298,200	370,096	283,881	254,365	283,883	283,884	283,885	283,886	2,629,391	
17	源泉所得税	0	3,140	6,640	10,820	6,100	5,140	6,100	6,100	6,100	6,100	56,240	
18	年末調整額											0	
19	住民税	32,000	25,000	15,000	10,000	5,000	5,001	5,002	5,003	5,004	5,005	112,015	
20	差引支給額	55,311	171,860	276,560	349,276	272,781	244,224	272,781	272,781	272,781	272,781	2,461,136	

赤の枠で囲っている水色部分のみ入力できます。

1. 事前情報の入力

「本人年齢」、「扶養親族の数」、「社会保険加入の有無」、「雇用保険加入の有無」、「標準月額報酬」を入力して下さい。

郵便番号(前)	郵便番号(後)	住所	氏名(カナ)	氏名
734	0015	広島市南区宇品御幸1丁目5-20	カブシキガイシャマルマル	株式会社〇〇

(扶養親族等の数の求め方)

奥さんと扶養している親や子供がいれば1人ずつ数えてください。その中に16歳未満の子供がいればその人数を引いてください。

そして、給料をもらう本人が、①障害者、②寡婦(寡夫)、③勤労学生であれば、該当するごとに1ずつ追加してください。

それから、配偶者や扶養している親や子供が、①障害者、②同居特別障害者に該当するならそれぞれ1人ずつ数えます。ここで、②の同居特別障害者に該当するなら、当然①障害者でもあるので、障害者ならば1人追加、同居特別障害者なら2人追加します。

(標準月額報酬の求め方)

会社に勤める人は、基本給のほか、役付手当、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えたもので、臨時に支払われるものや3カ月を超える期間ごとに受ける賞与等を除いたもの(報酬といいます)を会社から受けます。

報酬月額を1等級(9万8千円)から30等級(62万円)までの30等級に分け、その等級に該当する金額のことを「標準報酬月額」といいます。

被保険者の「標準報酬月額」は、事業主から提出された届書に基づき日本年金機構(年金事務所)が決定します。

標準報酬月額の決定のタイミングには、大別して、3つあります。

- (1) 資格取得時の決定
- (2) 定時決定
- (3) 随時改定

(1) 資格取得時の決定

事業主は、従業員を雇用したときに就業規則や労働契約などの内容に基づいた報酬月額を届け出ますが、このときに標準報酬月額を決定します。

これを資格取得時の決定といい、その年の8月まで使用します。ただし、6月1日から12月31日までに資格取得した人は、翌年の8月まで使用します。

(2) 定時決定

その後は、毎年1回、7月1日になる前の3か月（4月、5月、6月）に支払った報酬月額が事業主から提出され、このときに、その報酬総額をその期間の月数で除して得た額で標準報酬月額を決め直します。

これを定時決定といい、その年の9月から翌年の8月まで使用します。

定時決定は、3か月（4月、5月、6月）に支払われる報酬月額のうち、支払いの基礎となる日数が17日以上あるもので算定します。

例えば、4月と6月は30日分の報酬が支払われたが、5月は休職したため16日分しか支払われなかった場合には、4月と6月の報酬総額を2か月で除した額をもとに標準報酬月額を決定することになります。

(3) 随時改定

昇給や降給により、支払われる報酬月額が大幅に変動した場合に、事業主からの届出に基づいて標準報酬月額を改定します。

これを随時改定といい、その年の8月まで使用します。ただし、その年の7月以降に改定された場合は、翌年の8月まで使用します。

随時改定は、固定的賃金（残業代などの非固定的賃金ではありません。）に変動があり、継続した3か月間に支払われた報酬総額を3か月で除した額の標準報酬月額を従前と比べてみて、2等級以上の差が生じたときに改定します。

なお、この標準報酬月額の対象となる報酬には、通勤手当も含まれますので、注意しておいて下さい。

2. 給与情報の入力

「〇月分給与」、「通勤手当」、「住民税」を入力。

「〇月分給与」と「標準月額報酬」は、全く別のものなので注意して下さい。

住民税は、毎年6月頃に事業所へ市役所から郵送にて送られてきますので、その通知書見て入力して下さい。